

1, 2016年6月17日 13:00-14:30 「碑刻資料と明清時代北京回族史の研究」(駿河台キャンパス 1113 教室)

学部生や大学院生を対象とした明清時代碑刻研究の方法論とその成果についての講演であった。明清時代の碑刻は、その重要性は認識されていたものの、日本においては典籍史料・檔案資料と比較して利用されることが少なかった。王氏は、北京地区における明清時代ムスリムを研究するに当たっては、当時の北京の地方志にムスリムに関する記載が少ない中で重要な資料となり得ることを、碑刻資料の収集と整理の過程を振り返りながら示した。講演では、東四清真寺に伝わる一碑刻を事例として、碑刻を記録した書籍やこれまでの研究を相互に検証し、元来の正しい文字配列を復元し、落成時期や関係人物など認識の誤りを明らかにした。そして、具体的な人物やその活動の検討を通じて、北京におけるイスラームの伝播やコミュニティの状況、彼らの社会活動や文化的アイデンティティなどについて、典籍史料のみからわからない多くの状況を明らかにした。

ムスリム史研究において石刻史料の可能性を例証した点は、石刻研究を重点的に研究してきた我が校にとって大変有益であった。聴講した学生の多くは、東アジア近世史(小松原ゆり講師)の受講生であり、彼らはチベットと清朝を軸に17~19世紀についての学習してきた。そこでも、典籍史料や檔案史料の記述やその特徴を中心に学んできた。今回、石刻史料について講義を聴き、歴史資料の多様性を再認識するとともに、ユーラシア東方におけるムスリムという社会史的分析視角について興味を持った学生も多かった。

2, 2016年6月21日 15:00-17:00 「清代天山南路地区における法律制度の研究」(グローバルフロント第5会議室)

本講演は、大学院生や研究者を対象とし、清代回疆(天山南路)地区における法律の問題が刑法を中心として講義された。この地域は、中華王朝の支配を出入りした地域であり、清朝の時代には、イスラーム教を信奉するウイグルの集住地ともなっていた。そのため、この地域への法律の適用や実践については、中華的法律体系とイスラーム法(回法)の間で調整が行われた。清朝の統治開始以前は、おおむねイスラーム法の体系に沿った慣習法によって刑罰が施されていた。しかし、清朝が統治するようになると、『大清律例』が回疆

地区にも導入されることとなる。ただ、『大清律例』の基本原則に抵触しないという前提のもと、もともと現地で適用されていた法律体系に対しても寛容な態度がとられた。また、例えばウイグル社会のベグ制度を改変し、引き続き、ふさわしい司法官員を認可して、軽微な案件についてなど一定の範囲内で、この地の旧例を用いることが容認された。王氏は法学的な観点からもこの法適用について分析した。また、中華的法制とイスラーム法が長期にわたって共存できた理由についても多面的に分析した。

新疆の法律制度に関する研究は、多言語資料を用い、また多面的な分析視角を必要とする困難な分野である。そのため、本講演には、関連領域を研究する学外を含め複数の教員・大学院生が参加した。日本における研究との分析視角の違いや、イスラーム法適用の具体的流れなど、それぞれの立場から多くの質問が出され、有意義な議論が展開された。